

お宅のブロック塀点検してありますか？

## ブロック塀等の撤去および建替えに伴う

# 補助事業の受付を開始します！

町では、地震等発生時における人的被害の防止および避難経路の確保を図り、地震に強いまちづくりを進めるため、通学路や避難路に面する安全基準に満たないブロック塀等の撤去または建替えを実施するものに対して、予算の範囲内で工事に対して補助を実施します。

◆受付期間 令和7年7月1日(火) ~ 12月19日(金)  
※8時30分~17時15分(執務時間内)  
※先着順となります

### 1 対象事業

- ・倒壊の恐れのあるコンクリートブロック塀、鉄筋コンクリート組立塀および組積(石、レンガ等)造の塀の撤去・建替え(詳細はお問い合わせ下さい)

※道路に面している箇所のみ対象となります。また、対象とならない道路等もありますので、必ず工事着手前に下記までご相談下さい。

### 2 対象者

- ・町内に存するブロック塀等の所有者であること
- ・町税等に滞納がないこと
- ・国、県または町の他の制度による同種の補助金を受けていないこと

### 3 補助経費および補助金額

- ・ブロック塀等撤去工事、撤去に伴う建替え工事に要する費用の2/3  
(上限額10万円、千円未満を切り捨て)

例：対象経費が30万円(税込)

$$300,000円 \times 2/3 = 200,000円 \Rightarrow 補助金 100,000円$$

### <お問い合わせ先・相談窓口>

愛荘町建設・下水道課(愛荘町役場1階)

〒529-1380 滋賀県愛知郡愛荘町愛知川72番地

TEL.0749-42-8012 FAX.0749-42-6090

E-MAIL kensetsu@town.aisho.lg.jp